

議案第67号

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

平成31年4月分から放課後児童クラブ年間利用者の負担金額を変更するため、この案を提出するものである。

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

米原市放課後児童クラブ条例(平成17年米原市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の表中「学校始休業日」を「学年始休業日」に改める。

別表 1 年間利用の負担金(児童1人につき月額)の表を次のように改める。

1 年間利用の負担金(児童1人につき月額)

負担金額
8,000円

別表 2 長期休業期間利用の負担金(児童1人につき1期間当たり)の表中「学校始休業日」を「学年始休業日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米原市放課後児童クラブ条例別表 1 年間利用の負担金(児童1人につき月額)の規定は、平成31年4月分からの負担金について適用し、平成31年3月分までの負担金については、なお従前の例による。

3月

8,000円

2 長期休業期間利用の負担金(児童1人につき1期間当たり)

区分	負担金額
学年始休業日(4月春休み)	3,000円
夏季休業日(夏休み)	13,000円
冬季休業日(冬休み)	3,000円
学年末休業日(3月春休み)	3,000円

2 長期休業期間利用の負担金(児童1人につき1期間当たり)

区分	負担金額
学校始休業日(4月春休み)	3,000円
夏季休業日(夏休み)	13,000円
冬季休業日(冬休み)	3,000円
学年末休業日(3月春休み)	3,000円

・文言整理